

帰還に向けた双葉町の取組方針について (素案)

(第3回 人・町の復興部会共通)

平成28年10月



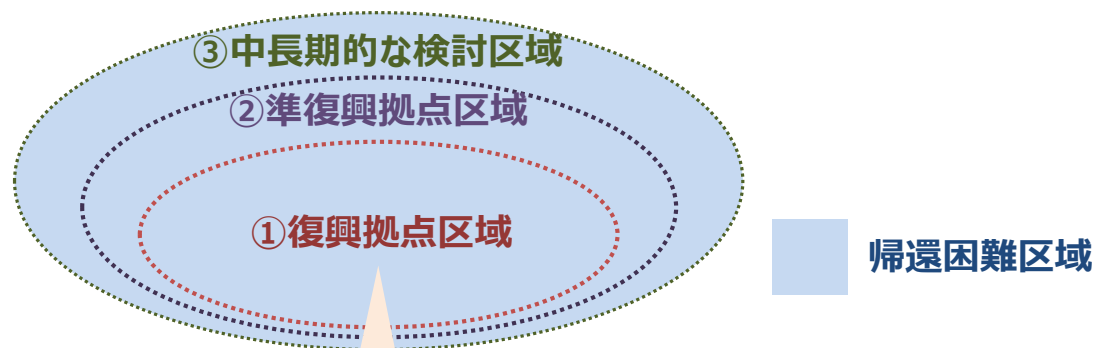
福島県双葉町



帰還に向けた双葉町の取組方針について(素案)

○「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」(素案)

- 当面5年程度で重点的に整備に取り組む「**①復興拠点**」を設定
- 「復興拠点」の認定を受けられなかった地域について、大きく以下の二つに区分
 - ②準復興拠点区域** : 復興拠点の拡張区域としての認定を目指す低線量区域
 - ③中長期的な検討区域** : 改めて取り扱いを検討する高線量区域



○「復興拠点を整備する計画」(素案)

- 「復興まちづくり計画(第2次)」(作成中)や「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の取組を**最大限尊重して計画の認定**を行うよう、国に要請する。
- 帰還目標時期および帰還目標人口について、各事業のスケジュールの目安や、住民意向調査の結果等を踏まえ、**町としての目標を示す**よう努める。

帰還に向けた双葉町の取組方針について(素案)

○避難指示解除に関する基本的な考え方

住宅・生活インフラ等、その地域に**必要なハード面の整備**がなされることはもちろん、**住民の安全・安心が担保**されることが大前提。そのため、避難指示の解除については、次のような条件が達成された段階で、その時の**科学的知見に基づき、地域の意向を十分に踏まえて**進めるよう、国に強く求める。

【条件の例】

①帰還環境の整備

- ・住宅の整備
- ・生活インフラの復旧 など

②安全・安心の確保

- ・放射線量が十分に低いこと
- ・原発の廃炉措置の安全の確保
- ・中間貯蔵施設の安全の確保 など

○避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）に関する考え方

町の唯一の避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区の復興事業がすでに動き出しており、今後、避難指示の解除に向けて、まずは**この地区の整備が先行的に完了することが想定**される。

●町の復興の先駆け (人の流れ強化・復興加速化)

- ・一時帰宅の利便増進
- ・中野地区復興産業拠点への来場者増加
- ・復興祈念公園・アーカイブ拠点施設等への来場者増加 など

一方で

●仮に避難指示が解除されたとしても、 直ちに帰還が可能な区域と言えるのか？

- この地区の賠償や生活再建支援策について、国等の方針を注視する必要がある。

帰還に向けた双葉町の取組方針について(素案)

○双葉町への帰還

避難指示の解除は帰町をする上での最低限の前提条件であり、町への帰還は、それぞれの事情を踏まえ、町民一人一人が自らの意志で決断すること。

- 町民一人一人の判断を尊重し、当面は二地域居住を選択されるという方を含め、双葉町に**戻りたい**と考えている**全ての方が最終的に帰町**できるよう、粘り強く取り組む。
- 帰町に向け、具体的な時期が見えてきた段階で、双葉町への**帰還計画**を別途作成する。

○帰還までの生活再建支援

上記のような取組を早急に進めたとしても、町への帰還が可能となるまでには、今後とも年単位の時間が必要。

- 生活再建支援の延長・拡充等を国・県に要請
 - ・ 高速道路の無料措置
 - ・ 医療費の一部負担金の減免 など

